

伊賀上野ケーブルテレビ情報カメラシステム設置及び運用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、道路、河川において、伊賀上野ケーブルテレビが設置し、運用する情報カメラシステムに関し、必要な事項を定め、情報カメラの適正な管理を行うこと及びケーブルテレビで撮影画像を放映、ネットでの配信をすることにより、地域情報を視聴者に提供することで視聴者の生活レベルの向上及び安全安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ICT 「伊賀上野ケーブルテレビ株式会社」をいう。
- (2) 情報カメラ 主要道路における交通状況、災害の発生が想定される箇所等の映像提供を目的として特定の場所に継続的に設置される装置で、対象を撮影する装置をいう。
- (3) システム 情報カメラ及び記録装置等、撮影、伝送、記録を行う装置全体をいう。
- (4) 画像 情報カメラにより撮影された映像及び録画機器に記録された情報カメラ映像をいう。
- (5) 記録媒体 画像を記録した媒体をいう。
- (6) 管理責任者 情報カメラの適正な設置並びに情報カメラ及び録画機器の画像の管理を行う者をいう。

(設置場所)

第3条 情報カメラの設置場所及び撮影対象は、別表のとおりとする。

(管理責任者)

第4条 システムの適正な設置、運用及び維持管理を図るため、管理責任者を置くものとする。

2 管理責任者は、情報カメラシステムの管理担当者の所属部門の長又はこれに相当する職にある者をもって充てる。

(設置に係る措置)

第5条 管理責任者は、情報カメラの設置にあたっては、プライバシーの保護を考慮し、設置目的を達成するために必要最小限の撮影対象区域となるように場所、撮影方向、画像の鮮明度、画像の撮影間隔等を調整し、設置するように努めるものとする。

2 不特定多数の画像を記録することから、情報カメラの位置及び撮影方向については、管理責任者が把握をするとともに、その管理を適正に行うものとする。

(操作者)

第6条 情報カメラの操作者は ICT 技術部社員とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は管理責任者が指名した者とする。

- (1) 災害時及び災害の未然防止のため、市、消防、警察等行政機関より緊急の操作要請を受けた場合。
- (2) 故障、定期点検等システムの維持管理を行う場合。

2 前項第1号から第2号の場合を除き、情報カメラの操作は画角の操作に限ることとする。

3 操作者は、システム統制に関わる設定を管理責任者の許可無く変更しないこと。

(画像の保管及び破棄)

第7条 管理責任者は、情報カメラによって撮影された映像を記録した記録媒体について、次の措置を講じなければならない。

- (1) 収集した画像の保存期間を定めること
- (2) 保存期間を経過した画像については、漏えい防止のため、これを確実かつ速やかに消去すること。ただし、法令に基づく手続きにより照会等を受けた場合は、この限りではない。
- (3) 画像は、撮影時の画像のまま保管し、編集又は加工を行わないこと。
- (4) 記録媒体の取り出しについては、管理責任者及び操作者に限定するとともに、録画機器についても施

錠等を行うことにより、適正な管理を行うものとする。

(画像の利用及び提供の制限)

第8条 情報カメラは、平常時の交通状況の提供及び災害発生の予見等をいち早く知らせ、日常生活レベルの向上、及び災害等の危険から市民の生命、身体又は財産を守る目的で画像を撮影し、記録するものであることから、録画した情報は原則として上記の目的以外に利用したり、提供したりしてはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) ケーブルテレビでの放送に利用するとき。
- (2) インターネットを介し、ICTホームページでの映像提供に利用するとき。
- (3) 法令に基づき文書で提供を求められたとき。
- (4) 画像から識別される特定の個人の同意があるとき。
- (5) 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急やむを得ないとき。
- (6) 捜査機関から犯罪捜査の目的として要請があるとき。
- (7) 情報カメラ及び録画機器の維持管理をするとき。
- (8) その他目的外の利用に際して特別な理由を有するとき。

2 前項第1号から第2号の画像の利用にあたっては、テレビ又はインターネットで不特定多数の人が視聴することを想定し、個人や車両を特定することができないよう、画像を調整しなければならない。

3 第1項第3号から第7号の画像の利用又は提供を行う場合は、当社個人情報保護関連規定に則り、相手先の身元確認やその日時、目的、相手先、利用又は提供の画像の範囲等を所定の文書に記録し、2年間保管する。

(苦情の処理)

第9条 管理責任者は、市民等から情報カメラの設置及び利用並びに取扱いに関する苦情を受けた場合は、迅速かつ適切に処理をしなければならない。

付 則

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

別表(第3条関係)

No.	名称	設置場所	撮影対象
1	上神戸(暗崎橋)	伊賀市上神戸字半田	河川水位
2	阿保(戎橋)	伊賀市阿保字東法花寺	河川水位
3	佐那具(佐那具橋)	伊賀市円徳院字岩瀬	河川水位
4	平田(大山田橋)	伊賀市平田字宮之東	河川水位
5	伊賀 IC 付近	伊賀市柘植町	交通状況
6	御代 IC 付近	伊賀市川西	交通状況
7	友生 IC 付近	伊賀市緑ヶ丘南町	交通状況
8	治田 IC 付近	伊賀市治田	交通状況
9	銀座通り(上野丸之内)	伊賀市上野丸之内	交通状況
10	国道 25 号(新堂)	伊賀市新堂字一本木	交通状況
11	国道 368 号(上之庄)	伊賀市上之庄	交通状況
12	国道 163 号(上阿波)	伊賀市上阿波	交通状況
13	県道 49 号(柏野)	伊賀市柏野	交通状況
14	国道 422 号(依那古)	伊賀市沖	交通状況
15	国道 163 号(上野農人町)	伊賀市上野農人町	交通状況
16	国道 163 号(町区)	伊賀市島ヶ原町区	交通状況
17	県道 775 号(玉滝)	伊賀市玉滝	交通状況
18	国道 368 号(安場)	伊賀市安場	交通状況
19	国道 422 号(上野桑町)	伊賀市上野桑町	交通状況
20			